

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月24日（火）15:04～16:21

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生  
1番 知念 雄二  
2番 西江 正

5番 知念 順司

6番 大城 進

7番 大城 貴子

8番 東江 良和

9番 玉城 正芳

推進委員 1番 並里 茂明

欠席委員 農業委員 知念正和委員  
農地利用最適化推進委員 玉城政和委員、儀間徹委員

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 現況証明について

第6 議案第4号 非農地証明について

第7 議案第5号 営農意向調査について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

## 令和2年第3回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第3回伊江村農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中8名、農地利用最適化推進委員3名中1名、合計9名出席  
しています。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名、農地利  
用最適化推進委員3名中1名出席しております。会議規則第11条の規定によ  
り、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に  
配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指  
名したいと思います。委員に7番大城貴子委員。8番東江良和委員を指名致  
します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1  
日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申  
請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の  
決定を求めます。敬称略します。No.1 申請人●。譲渡人●、●。二人連名に  
なっています。申請地が●。登記地目 原野。現況地目、畑。面積1343㎡。  
売買による所有権移転になります。坪にしまして406坪。坪単価が4,000円。  
こちらは規模拡大になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。経営面積が11,221㎡。申請地が●、同じく●。  
登記地目、現況地目3筆とも畑になっておりまして、合計面積が1,886㎡。  
此方も所有権の移転で売買です。坪単価が3,000円です。

No.3 譲受人●。譲渡人●。申請地が●、同じく●。登記地目、現況地目2  
筆とも畑。合計面積が491㎡。此方も所有権移転で売買。坪単価が4,000円  
になります。

No.4、譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が5,553㎡。申請地が●。  
●。同じく●。同じく●。4筆とも登記地目、現況地目、共に畑。合計面積  
が4797㎡。使用貸借権の設定で10年間。坪にして1451坪になります。

No.5、譲受人●。譲渡人●。譲渡人の経営面積が5,553 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑で面積756 m<sup>2</sup>。所有権移転売買、坪単価3,000になります。

No.6、譲受人●。譲渡人●。経営面積が5,110 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積が547 m<sup>2</sup>。所有権移転の贈与になります。

No.7、譲受人●。譲渡人●。経営面積が5,110 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積が879 m<sup>2</sup>。使用貸借権設定で5年間。266坪となっています。以上です。宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。

議長 はい、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の決定を求めます。No.1、譲受人●。譲渡人●。申請地が●及び●。2筆とも登記地目、畑。現況地目、畑。面積が678 m<sup>2</sup>と1987 m<sup>2</sup>。合計で2,049 m<sup>2</sup>。転用目的が●。此方は県に進達する一時転用による賃借権の設定になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

会長 休憩します。(15:15~15:36)

議長 再開いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「現況証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第3号「現況証明について」。No.1、申請人●。申請地が●。登記、畑。現況、宅地。面積が1,011㎡。こちらは●付、●号で県知事の許可を得ている案件であります。宜しくお願いします。

会長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

1番 休憩をお願いします。

会長 はい、休憩します。(15:38~15:40)

再開します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第4号「非農地証明について」。申請人●。申請地が●。同じく●。2筆とも登記地目、畑。現況地目、宅地。面積が504㎡と188㎡。こちらは復帰以前より宅地になっていまして現在、周囲は山林化していますが、元々住宅がある土地で、宅地になっていた所です。ということで非農地証明願が提出されています。宜しくお願いします。

会長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7、議案第5号「農用地営農意向調査について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第5号「農用地営農意向調査について」。読んで説明致します。上記の件について、農業委員会等に関する法律。昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。が平成28年4月に施行された。改正農業委員会法により、農業委員会の業務として、農地利用最適化の推進、担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進が必須業務として法令化されたことに伴い営農意向調査の実施について意見を求めます。ということで資料のほうを配りました。それで農業委員会でやってもらいたいというのが2枚綴りであります。まず1頁目の方は農業者に周知するためのものを付けて、営農意向調査の実施について協力をお願いして戸別訪問を実施していきたい。これを付けて次の頁、農業委員会の方で戸別訪問を予定しているんですが、意向調査票を各農家に提出してもらおう。というのが3頁です。そして農家に調査をお願いするやり方をもう少し皆さんで協議してもらいたいと思います。例えば葉タバコなら葉タバコの集まりで周知するか、或いは「委員一人10件または20件」など割り振りして行ったほうが良いか。人・農地プランの実現に向けての取り組みもあるので、農業委員会としてこれは実施しないといけないものですが、これを進めることによって人・農地プランの実質化を達成しないといけない。というのがありますので、その辺を担当から説明してもらいたいと思います。

担当職員 はい。農林水産課の●と申します。2頁目ですね、「人・農地プランの実質化とは」。一口に人・農地プランと聞いても皆さんどういったものなのか、分からないと思いますが、伊江村の方で「農業次世代投資事業」と言われて年間150万貰っている「青年収納給付金」という事業等があります。その農家さんプラス、認定農家というのが、伊江村の人・農地プランに位置付けられていまして、それは地図上に畑の経営の方を落として位置付けているだけなんですけど、国の施策として実際に農地が使われているのか、また担い手の方に上手く流動が行っているのかどうか、そういったのが見えてこない。というのがあって今回、農業委員会の営農意向調査と人・農地プラン両者の中身が一緒なので、調査の中で農地の利用状況を把握して、地図に落として「この地域は何歳くらいの人やっているのか」とか「この農地は今後どういう状況になることが予想されるか」という様な状況を地図で把握して集落ごとに話し合いを進めていこう。ということで今回「人・農地プランの実質化」ということで、今年度は国の方から村内農業振興地域の半分程度を把握してもらいたい。との要望がありますのでそれに合わせて調査を進めていこう。という流れになっています。以上になります。

局長 現在、北部地域での進行状況としては未実施の地域である三村と一村は今

月から進めているようです。

1 番      これは何件くらい調べればいいのか

担当職員   農家の件数でいえば 500 から 600 件くらい。

1 番      今やってる業務の延長で調査というのはできないの。

担当職員   今、農林水産課のほうで実施している作物調査があって、1,900 世帯に配っているんですが、その解答の回収率が 1 割くらいしかない。

6 番      農家だけではないですよ

担当職員   農家だけではないです。農地を貸している人も、借りてる人もなので、数はかなり増えてくるかと思えます。

局長      最終的な目標は地図化して、「この農地は 80 歳超える人がやっているの、5 年後、10 年後には遊休農地になる可能性があるの、その地図を使い、集まりの中で話し合い、その農地を将来的にどの経営者にもっていった方がいいのか」と、担い手に繋げていくのが狙いです。

1 番      調査回答はどのくらい返ってくるかわからないけど一応、調査出して返って来ない所を回るとか、その方がいいと思えます。

担当職員   ●の例だと、町内の畑なら委員で「月に 10 件回る」と戸別訪問して書いてもらって、町外の方は郵送して対応しているとのこと。今、産業まつりの作物調査とかも郵送して依頼しても一割しか返って来てない状況で、調査に行ったときの予算とかはありますか。

局長      やった分の何時回ったという様に日誌は書いてもらわないといけない。その実績で出していきます。

2 番      全世帯ということになるの。農業者としては 600 名かも知れないけども、土地を持つてる人がいるわけでしょう。ということは全世帯ということになりませんか。

担当職員   そうですね。一番面積もっている、一人当たり葉タバコ農家が多かったり、あとは畜産だったら草地が多かったりとか、そういうところからもし、攻めていけるなら、一回でかなりの面積は集まるのかな、とは思っています。

7 番      農地を借りてる人は自分の農地に入らないの。例えば畜産とかだったら草地をいっぱい借りてやってる人とかいますよね。この人たちは農地を借りて

やっている。ということだから、自分の農地ではない。とのことで書くことはできませんか。

担当職員 借りているのも、借りている。で回答してもらいます。

7番 貸している人は、貸している。で回答するの。

担当職員 そうです。

7番 両方だぶるということ。

担当職員 はい。貸してるけど、今後は貸したくない。という人もいるかも知れないし。やり方としては農地台帳を基に。ということになると思うんですけど、農地台帳に反映されていない所も恐らくあるので。例えば、必ず農業委員会通して皆さん「借りてる」訳でもないものですから。もし、必ず●やっているなら、台帳を基に進めていけると思うんですけど、現状だと●なので、ちょっと難しいところが。

1番 例えば全員回らそうとするのか、最低半分確保したい。と言うんだったら、上位20名くらいでも半分いくかも知れないから。それを回ればいいのか。

担当職員 はい。営農意向調査としては、今年目標は「半分」なのですが、ゆくゆく全体を把握しないといけないので、二年くらいかけて行うのだと思います。

1番 リスト上位挙げてもらって、上位から回っていくしかない。

担当職員 リスト自体も「持ってる畑のリスト」であれば上位として出てくるかも知れないですけど、「使っている」ってなったときに、相対でやっていることが多いんです。なので例えば、葉タバコの農家さんが多いから葉タバコから聞き取りやっていくとか、草地が多いから草地から調べていくとか。すれば集計はし易いのかなと、案として。

1番 はいはい。

7番 他の市町村はどうなっていますか。

担当職員 ●の例ですけど、農家台帳を付けて戸別訪問。

9番 全世帯回るのか。

担当職員 ●は●内の農地所有者は全部回っています。1600件を委員一人10件で。という風に。●であればサトウキビ農家が多いので、サトウキビ農家が集まる

とき確認します。

会長 集まるって言っても人数が知れているから。タバコ、キビ、花、畜産と抜粋して行ったほうがいい。集まれって言っても集まらない。

担当職員 それでいけない所は個別で。という方がいいですか。

会長 そうそう。

担当職員 ●は意外と少ないですよ。一人あたりの面積は少ないので。

会長 一人平均で2,000坪あるか。

担当職員 ●も入れて90haくらいなので。

1番 でもそれで良さそうだけどな。タバコ、牛、花、キビ。

会長 キビの場合は専門いないから。他とセットになっているから。畜産とセットとか、タバコとセットとか。

1番 それで面積は8割いくんじゃないですか。牛農家とタバコとキビと花で8割以上はある。

会長 それと黙認耕作地の農地はどうするか。

担当職員 それは入らないです。黙認耕作地は入らないです。農用地で6、7なんですけど、これに白地入れて、1,100くらいは、1,000近くになります。

1番 いつからスタートするの。

局長 事務局の準備ができ次第です。

8番 農家に渡して書かした方が早いんじゃないの。回収はその後、字で回収できるし。

会長 うん。「自分の受け持ち件数を記入してください。後で回って来ますので」と。

9番 分かる範囲は自分で書いてもらって。そしてまたわからない所は。

担当職員 はい。書いてはもらいますよ。

会長 そして一人20件。とかして。

7番 農家さんに考えるヒマ与えた方がいいよ。書いておいてって渡しておいて

9番 直に言って説明して。

局長 「いついつに取りに来ます」と。

1番 できたら例みたいのも付けたらいいんじゃない。

担当職員 この紙だけ見ても解らないと思うので、実際には対象者の所有している農地の地番とか、血筋とかかな。いったものを持っていかないと解らないと思うので。もしかしたら今持ってる農地も解らない。という人が出てくると思うので。

2番 項目の①、営農状況ということでチェックしていくと、2番目の「所有農地で耕作していない農地がある」。筆別であるから、私の農地で耕作してないのは「〇〇原、〇㎡」とか面積も書きなさい。ということね。

担当職員 対象者の筆別表、一覧表があって、それにチェックしていくような形になると思うんですよ。

2番 調査お願いするときそれが付いてくるんだね。

担当職員 付いてきます。

8番 誰に貸しているかも分からない所は農業委員が行っても分からない。

6番 場所が似ていたら何処が何処だか分からない。

担当職員 各字の誰がやっている。ってのは分かるんですかね。

9番 畑見たら誰がやってるって分かる。

担当職員 あー、見に行ったらですね。見に行かないと分からないですね。

9番 大体は把握できると思う。

担当職員 場所は地図見れば地番と合わせて分かりますけど、誰が使っているか分からない。となった時に、現場を見ないと判断つかないと思います。

7番 それって後で調べることでできるんですか。例えば昔からいる人なら分かるか

も知れないけど、私なんか全然判らない。

事務局 調べることができる畑もあれば、できない畑もあります。例えば事務局に『この畑誰が使っているね』と聞きに来られる方々が度々いるんですよ。これに対応する一番具体的な方法は僕が日中直接畑に行って、その畑に人がいなかったら、その畑の周りで畑している人に聞いて「この畑、誰が使っているんですか」と聞くのが一番手っ取り早い方法です。

7番 あー、昼間行って。

事務局 はい。台帳にも出ますけど、耕作者欄に入っていないのもあるんですよ。所有者はあっても耕作者が誰か載っていないとか。そうなると現地に行って直接聞いて回るのが今のところ一番具体的です。

局長 もう少し他の市町村にも聞いてはいるんですけど、みんなまちまちではあります。進めている所もあるんですけど、例えば80歳以上の農地を中心に回ってるところもあって。

会長 もう方法としては、代理が言った様にこれを農家に配って、回収すると。回収して、書いていないのは委員お互いで回ると。そうした方が。先ず、今回はこれで走り出して、やっていったら見えてくるから。そしたら話し合いしていくはずだから。

担当職員 リストを渡して後から回収します。ということですね。

会長 うん。で中をお互いで見ながらチェックして。

9番 回収しに行く時に必ずお互いで話し合って。やっていくと。

担当職員 提供施設内に畑は相当ありますからね。

9番 これ一応、他の市町村のものも参考にしながらいいもの、合うものを探してみて。

局長 「農家の皆様へ」ということで鑑付けて、回ります。というのをやりながら。

2番 局長、もう何カ所か他の市町村はどういう方法でしているか。というのを聞いてから合うものを探してみて。

局長 はい、今聞いてみるとやっぱり「あーどうしようこうしよう」というのが出てくるので。

2番 島にマッチしそうなものを。

局長 そうですね。

1番 じゃあ、何か例にとって作ってみるしかないよね。草地とかなら借りてる人も多いし。できたら土地借りてる人達を対象にして。草地とか。

担当職員 一応、携帯でも見れはしますよね

会長 見れない携帯もある。

担当職員 見れない携帯もありますね。

7番 これって何処の土地を誰が借りてるんですか。ってことまで聞くんですか。

9番 又貸しもあるはずだし。

7番 そうじゃなければ「どこの誰から借りてます」でいいんじゃない。「借りてます」っていう人がいれば貸し手の名前までチェック、ってこと。

5番 違う。

7番 じゃあ、ただ「借りてます」ってチェックすればいいの。

担当職員 場所を確認するか、ってことですか。

7番 そうそう。

担当職員 場所を確認しないと、結局はどの畑か分からないので。

7番 じゃあ「誰の畑のどの場所を借りてます」って調べるの。

局長 これにその人の持っている農地の台帳を付けて、「この農地は誰がやっている」というのを分かれば書き足して。分からなければ「分からない」と。

6番 自分の名前を入れれば自分の畑が何処何処にあるって分かるの。

事務局 台帳にはあります。

6番 台帳じゃなくて、地図にもあるの。

担当職員 実際には、事前に照らし合わせてチェックしておかないと、「誰が、誰の所

有している何処の畑をやっている」という風には回れないと思います。

6番 端末には入っているの。タブレット。

事務局 あれで、所有者は分かります。調査したい農地を示して所有者は誰、とか。去年の作物は何だった。というデータが分かります。去年の農地パトロールで調べた情報が。

担当職員 システムの中にあるものであれば、一覧表は出てきます。

6番 地図で。

担当職員 地図では出てこないです。例えば「●さんの農地を出してください」とパソコンで打って。では出てこないです。

事務局 表になって出てきます。

6番 携帯では出てきよったけどな。

担当職員 あー、農地情報システム。

6番 名前は出てこないけど、同じ人の土地は全部色塗りで出てくる。

担当職員 それが上手く使えたら一番良いですけどね。

6番 事務局の端末も同じようになっていると思った。

担当職員 いえ、この端末は色塗りするだけだから。農地情報公開システムは農地自体を全国どこからでも閲覧できる為のものですから。

6番 あれ何て言いよったっけ。

担当職員 農委情報公開システムです。

6番 それで農地の地番は分かる訳だ。

5番 その台帳を取り敢えず出してみたら。A4で100枚あれば10人で分けて10枚ずつやればいいし。

1番 それを調査依頼するときに農家に渡しておけば。

5番 資料出さないと手付け様がない。

担当職員 大体貸してる人が分かれば、「〇〇原」とか見て「此処は誰に貸してる」とか分かると思いますけどね。で、分からなければ地図持って確認してもらおうとか…。まずはリスト出して。

会長 走り出してみようよ。やらんと始まん。

5番 リスト作るのを先にやった方がいいんじゃない。

2番 上位10傑であったり、同じ傑であったり。

局長 上から攻めていく。

会長 これ、来年もあるんでしょ。これから漏れたものを来年すると。

局長 大体5年。遊休地なりそうな農地を5年かけて誰かに貸して。という。

9番 作物別でやった方が早いかも分らん。牛、葉タバコ、花、キビ、らっきょうとか。冬瓜とかさ。こうゆうのは貸してやっている人が多いからさ。年とってるとか。島に居ないとか。

じゃ これを公開して、先ずやってみようか。全農家じゃなくて、作物別に始めて。そのほうが取り掛かりやすいんじゃないか。

局長 はい。

会長 これだったら、委員で分けて処理できるな。

9番 行政区別に配って。そういう流れで走ってみましょう。

局長 はい。

会長 じゃこれで決とりますよ。

9番 はい。

会長 これで質疑を終わります。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

